

関係各位

大阪労働局 労働基準部長  
(公印省略)

冬季死亡災害防止強化期間について (要請)

貴団体並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年の大阪府内における労働災害による死亡者数は 12 月 10 日付け速報値で 48 人と昨年同期より 14 人減少しております。これは昨年の冬季 (1 月～3 月期) の死亡者数が 24 人 (確定値) であったところ、今年 1 月 21 日から 3 月末まで標記の取組について行政、関係団体が共同して取り組んだことにより、9 人へと大幅に減少した影響があったものととらえております。

死亡災害は本来あってはならないことですが、標記期間の設定により死亡者数の一定数の減少が見られ、また、冬季の災害を減少させることが、年間を通じての災害発生に大きく影響を及ぼすことから、死亡災害の撲滅のためには、災害防止対策の強化を年初めから実施いただくことが重要であると考えております。

こうしたことから、令和 2 年も下記の期間『冬季死亡災害防止強化期間』を設定することといたしました。

大阪労働局管内の死亡災害は建設業をはじめとする「墜落・転落災害」の防止とトラック・バイク等による「交通労働災害」の防止対策がポイントとなりますので、同封しました別添リーフレットを参考にいただき、再度事業場内の巡視や関係労働者への教育の充実などを通じて労働災害防止の強化を図っていただくよう、会員事業場に対し周知をお願いいたします。

記

実施期間：令和 2 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで